

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業に関する重要事項説明書

R7.4.1 現在

1. 基本方針について

むつみ地域包括支援センター（以下「事業者」という。）は、介護保険法の趣旨により、利用者がその尊厳を保持し、それぞれの能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防等の視点から支援することを目的として、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント等を行います。

2. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名称	むつみ地域包括支援センター (むつみ指定介護予防事業所)	介護保険指定事業所番号	(岡崎市指定) 平成 28 年 4 月 1 日 番号 2302100199
法人名	社会福祉法人 明翠会		
法人代表者	理事長 太田 健介		
所在地 (連絡先)	岡崎市合歓木町字上郷間 337 番地 1 電話 0564-57-6288 FAX 0564-43-0201		
職員体制	管理者(1名・兼務)・主任介護支援専門員(2名)・社会福祉士(1名)・ 看護師(1名)		
営業日	月曜日～土曜日 (ただし、日曜・祝祭日 12/29～1/3 までを除く)	営業時間	午前 8:30～午後 5:15
担当者名	(主任介護支援専門員) 近藤 ひとみ・福田 さきえ (社会福祉士) 松下 明日香 (看護師) 竹田 加奈		
サービス 提供地域	岡崎市 (六ツ美中部学区、六ツ美南部学区)		

※ 営業時間外緊急連絡電話番号 0564-83-7107

※ サービス従業者の健康診断の実施あり

3. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

センターの担当職員（又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算しておおむね3ヶ月に1回、または6カ月に1回（※条件有り）、ケアマネジメント B/C の場合は必要時となります。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

※利用者の同意があり、サービス担当者会議等において、①～③について主治医、担当者その他関係者の合意を得ている。①利用者の状態が安定している。②利用者がテレビ電話装置などを介して意思疎通が出来る。③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他サービス事業者との連携により情報を収集すること。

4.介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の内容、及び利用料等

介護予防支援の内容	介護保険適用の有無	1ヶ月当たりの利用料
① 介護予防サービス・支援計画書原案作成業務	①～⑦は、一連業務として介護保険の対象となるものです。	事業者の利用料は無料です。
②介護予防サービス等の事業者との連絡調整		
③サービス実施状況の把握、評価		
④利用者状況の把握		
⑤給付管理		
⑥要介護認定等の申請に対する協力、援助		
⑦相談業務		

【ご注意】

- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を岡崎市の窓口へ提出すると払い戻しされる場合があります。
- ※ 「介護予防サービス・支援計画」に基づいて提供される各サービスについては、それぞれ利用料が決められておりますので、当該事業者等へお支払いください。
- ※ 上記の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにかかる業務を行うため、岡崎市域外の居宅に訪問した場合は、交通費として1回につき、事業者から、片道おおむね5Km未満500円、5Km以上1,000円を負担していただきますので、訪問したときにお支払いください。領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。
- ※①②のサービス事業所の選定にあたっては、複数の事業所の紹介を担当介護支援専門員に求め、その中から選ぶ事が出来ます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を担当介護支援専門員に求めることが出来ます。

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6. 事故発生時の対応

事業所は、介護予防支援等の提供にあたり事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等への連絡を行います。

7. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】	所在地 岡崎市合歓木町字上郷間 337 番地 1 電話番号 0564-57-6288 ファックス番号 0564-43-0201 受付時間 8:30~17:15 (日・祝祭日、年末年始休日あり)
【事業者の苦情相談窓口】	所在地 岡崎市合歓木町字上郷間 337 番地 1 電話番号 0564-57-6288 ファックス番号 0564-43-0201 受付時間 8:30~17:15 (年中無休)
【市町村の窓口】 岡崎市介護保険課	所在地 岡崎市十王町二丁目 9 番地 電話番号 0564-23-6682 ファックス番号 0564-23-6520 受付時間 8:30~17:15 (土、日、祝日を除く)
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉 1 丁目 6 番地 5 号 電話番号 052-971-4165 ファックス番号 052-962-8870 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を除く)

8. 重要事項の説明の年月日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 事業所名 むつみ地域包括支援センター

説明者氏名.....印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所.....

氏名.....印

署名代行者 住所.....

氏名.....印

利用者との関係

署名代行の理由

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業契約に関する個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント業務に基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業利用契約書、第2条に記載された契約期間。

令和 年 月 日

事業所 むつみ地域包括支援センター

利用者 住所

氏名 印

署名代行者 住所

氏名 印 利用者との関係

利用者家族代表 住所

氏名 印 利用者との続柄